

産科医療機関向け Q & A

Q：妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の趣旨はなにか？

A：妊婦のための支援給付は、妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減することを、妊婦等包括相談支援事業は、相談支援や保健指導を通じて、安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備することを目的としたものです。

市町村は、これら2つの事業を組み合わせて実施するよう配慮する旨を法律において定めております（子ども・子育て支援法第10条の3）が、これは、給付を呼び水として、妊娠時から出産・子育てまで一貫して、すべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施するとともに、必要な支援につなげていくことで、より安心して出産・子育てができるような環境を整備することを狙いとしたものです。

Q：給付金は誰がどこに申請していくら支給されるか？

A：妊婦が申請時点の住民票所在地市区町村に申請を行います。妊婦は、妊娠届の際に、妊婦であることの認定を申請し、市区町村は妊婦支援給付認定した妊婦に対して1回目の給付金（5万円）を支給します。

次に、出産予定日の8週間前の日以降に妊婦から胎児の数が市区町村に届け出られたら、2回目の給付金（妊娠しているこどもの数×5万円）を支給します。

Q：給付金はいつ支払われるか。申請期限はどうなっているのか？

A：妊婦支援給付金の支払い時期は、法令上定めておりませんが、本事業の趣旨目的に鑑み、速やかに支給していただくよう市区町村に周知してまいります。

1回目の給付金の申請（妊婦給付認定申請）及び2回目の給付金の申請（胎児の数の届出）期限については、権利の行使ができる時を起算日として、2年となります。（子ども・子育て支援法第73条）

権利の行使ができる時の起算日とは、具体的には、以下のとおりです。

- ・ 妊婦給付認定申請については、医療機関で胎児心拍が確認された日
- ・ 胎児の数の届出については、出産予定日の8週間前の日
- ・ 妊娠が継続できず流産等をした場合は、当該流産等が医療機関において確認された日

Q：妊娠の定義はなにか？

A：妊婦支援給付認定にかかる「妊娠」の定義は、医師による「胎児心拍」の確認とされています。確認がとれない場合、妊婦支援給付認定はできません。

Q：胎嚢の確認はできたが、胎児心拍が確認されていない場合は対象となるか？

A：胎嚢の確認が出来ていても胎児心拍が確認されていない場合は、妊婦支援給付認定の「妊娠」とは認められません。

Q：流産・死産・人工妊娠中絶は支給対象となるか？

A：妊娠に着目した支給であるため、流産、死産、人工妊娠中絶の場合も支給の対象となります。

Q：異所性妊娠で胎児心拍が確認された場合は認定されるか？

A：妊娠の継続が実質的に困難な異所性妊娠は、胎児心拍が確認されたとしても本給付認定の「妊娠」とは認められない整理としています。現行の出産・子育て応援交付金事業も同様の取扱いです。

Q：多胎の心音を確認したが、単胎の出産になった場合でも心音を確認した数に対して支給されるか？

A：複数の胎児心拍の確認があれば、万が一、出産に至らなかった場合でも胎児の数を届出していただき数に応じて支給されます。一般的には、多胎であれば妊娠届により母子健康手帳も数に応じて発行され、届出がある胎児の数と同数になります。

Q：妊娠の事実確認の証明書を発行する場合はあるか？

A：妊娠届により妊娠の事実を認めて妊婦支援給付認定を行いますので、基本的には市区町村が妊婦に対して医師の証明書の提出は求めることはありません。

なお、証明書を発行していただく場合として想定されることは、妊娠を届出せずに流産や人工妊娠中絶等をしている場合、市区町村では事実確認が出来ないことから、いずれかの時期に医療機関を受診し、医師が胎児心拍の確認が出来ている場合には、当該者から証明書の発行を求められることが想定されます。

Q：胎児の数の届出の事実確認に証明書を発行する場合はあるか？

A：胎児の数の届出においても、基本的には市区町村が妊婦に対して医師の証明書の提出を求めることはありません。胎児の数の事実確認は、母子健康手帳の数や出生届出（住民基本台帳）で行います。

なお、証明書を発行していただく場合として想定されることは、胎児心拍が複数確認されたが、出生の届出は一人であった場合に、当該者から多胎であったことの証明書の発行を求められることが想定されます。

Q：流産された方への案内はどのようにするべきか？

A：添付（別途作成）のチラシを渡して、住民票所在地市区町村に連絡するようご案内ください。市区町村は、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について（令和3年5月31日付通知）、不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について（令和4年4月8日付事務連絡）などと合わせて給付金の申請を案内します。

（参考）■こども家庭庁ウェブサイト 流産・死産等を経験された方へ（URL）
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/ryuuzan/>

Q：人工妊娠中絶された方への案内はどのようにするべきか？

A：人工妊娠中絶の場合も支給対象となりますので、添付（別途作成）のチラシを渡して、住民票所在地市区町村に連絡するようご案内ください。

人工妊娠中絶された方には、母体保護や健康リスクへの影響、適切なカウンセリングやサポート、予防に関する性教育などが必要と考えますので、本給付申請の際の面談を機に支援に繋げるよう市区町村に周知して参ります。医療機関においても必要に応じてご対応をお願いします。

Q：胎児心拍を証明する証明書の雛型はあるか？

A：添付（別途作成）の雛型を参考としてください。なお、市区町村が作成した様式にサインすることで代えることも可能です。

Q：妊婦が虚偽の申請や医師が虚偽の証明をした場合の罰則などはあるか？

A：子ども・子育て支援法第10条の5に基づき、市町村は、法律の施行に必要な限度において、妊婦若しくはその配偶者等に対し、報告や文書の提出等を求めることができます。併せて、同法82条において、市町村は、条例により、正当な理由なしに、これらの報告や提出に応じない又は虚偽の報告や提出等をした場合については、10万円以下の過料を科する規定を設けることができるとされています。従って、市町村が条例を設けた場合に、虚偽の申請・証明等について過料が課されることがあります。

また、本件に関わらず、医師が虚偽の診断書を作成する等の行為については、関係法令における規定に抵触するものと承知しています。

Q：市区町村から妊娠の事実や胎児の数の確認の連絡がある具体的な例はあるか？

A：市区町村は、申請内容に疑義がある場合、本人同意のうえ申請書に記載の医療機関に照会を行うことができることとしています。

想定される例としては、胎児心拍確認前の申請や母子健康手帳の数と胎児の数の届出数が相違する場合が想定されます。また、不正受給・想像妊娠・代理申請等について事実確認のため受診履歴を確認させていただく場合があります。